

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則	三三三
規則	福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則	三三六
告示	計量器の定期検査を実施する件	三三七
	公金の収納事務を委託した件	三三八
	保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	三三九
	保安林の指定を解除する件二件	三四〇
	保安林の指定を解除する件	三四一
公告	道路の区域を変更する件二件	三四二
	落札者を決定した件二件	三四三
	随意契約の相手方を決定した件	三四四
	一般競争入札を行う件二件	三四五
	福島県教育委員会	三四六
	技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	三四七
	福島県立高等学校学則の一部を改正する規則	三四八
	福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則	三四九
	福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	三五〇
	福島県選挙管理委員会	三五〇
	個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件	三五〇

## 規 則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則及び福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県規則第四十八号

#### 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部改正）

第一条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「再任用短時間勤務技能労務職員」を「再任用技能労務職員」に改める。

（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）  
第二条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十五年福島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 切替日以降に新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される技能労務職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能労務職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

#### 附 則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

（人 事 課）

### 福島県規則第四十九号

#### 福島県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

福島県農業共済組合検査規則（昭和五十九年福島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（農林水産大臣との連携）

第十三条 農業共済組合において、法令、法令に基づいてする行政処分、定款等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が農業共済組合と農業共済組合連合会の双方に関係するものであると知事が認める場合その他知事が検査の実施に当たつて農林水産大臣の協力が必要と認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、知事は、相互連携の取組を更に徹底する観点から、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して、検査を実施するものとする。

#### 附 則

告 示

この規則は、公布の日から施行する。  
(農業経済課)

福島県告示第三百号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十六年五月二十三日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査  
福島県知事 佐藤雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
大沼郡会津美里町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第329号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	六月二五日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで 六月二六日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	会津美里町新鶴公民館 会津美里町高田体育館
同 郡昭和三村		六月二七日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	会津美里町役場本郷庁舎
同 郡金山町		七月一日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで 七月二日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	昭和三村公民館 金山町役場横田出張所
同		午後一時三〇分から	金山町役場

河沼郡柳津町		午後三時三〇分まで	柳津町役場西山支所
大沼郡三島町		七月三日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで 同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	柳津町役場 三島町役場
耶麻郡西会津町		七月四日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 七月九日 午後二時から 午後三時三〇分まで	三島町役場 旧奥川小学校 平四郎分校
河沼郡会津坂下町		七月一〇日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで 同 午後二時から 午後三時三〇分まで	西会津町役場 会津坂下町役場 東分庁舎
右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	七月一四日から八月一日まで(土曜日、日曜日及び七月二一日を除く。) 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村及び同郡会津美里町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二月一日まで（土曜日、日曜日、一〇月三日、十一月三日及び十一月二四日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
平成二十六年五月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二二号）第三条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
新ふくしま農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地一
伊達みらい農業協同組合	伊達市保原町字七丁目三三番地三
あぶくま石川農業協同組合	石川郡石川町字当町一〇九番地八
たむら農業協同組合	田村市船引町船引字南町通一六〇番地
会津いいで農業協同組合	喜多方市豊川町米室字三本杉四九八四番地一
会津みどり農業協同組合	河沼郡会津坂下町字東南町裏甲三九八五番地一

会津みなみ農業協同組合	南会津郡南会津町田島字行司七六番地
そうま農業協同組合	南相馬市鹿島区横手字川原一八五番地一
ふたば農業協同組合	双葉郡大熊町大字下野上字大野三九八番地
いわき市農業協同組合	いわき市自由ヶ丘三九番地二

三 収納の事務を委託する期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

（農業経済課）

福島県告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十六年五月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
伊達市梁川町白根字檜坂二の七
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成二十六年五月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
いわき市岩間町川田九九の一、九九の二、一〇〇の一
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- 二 解除に係る保安林の所在場所  
いわき市岩間町川田九九の一、九九の二、一〇〇の一

- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

(森林保全課)

**福島県告示第三百四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成二十六年五月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
須賀川市滝字炭焼一の三九、長沼字家老内二の一五八から二の一六一まで
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 解除の理由  
土地改良事業用地とするため
- 二 1 解除に係る保安林の所在場所  
須賀川市滝字炭焼一の三九、長沼字家老内二の一五八から二の一六一まで
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
土地改良事業用地とするため

(森林保全課)

**福島県告示第三百五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成二十六年五月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市大久町小久字南沢一三、一四の一、一五、大久町大久字才加良作一五、一六、一七、二四、字道六神八九の六八
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
（二）主伐は、択伐による。

(道路計画課)

- 標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市大久町大久字石ノ本七七の六、七八の一
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
（1）主伐は、択伐による。  
（2）主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(森林保全課)

**福島県告示第三百六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十六年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年五月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山大越線	田村市船引町芦沢字霜田三一番一地从先から同 市船引町芦沢字桃前三八番地先まで	変更前 変更後	六・〇〇 一七・〇	四三七・五
		変更後	九・〇〇 六五・〇	四三七・五

福島県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十六年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道門沢 三春線	田村市船引町芦沢字霜 田二番二地先から 同 市船引町芦沢字霜 田三一番一地先まで	変更前	七・五〇	四一九・〇
		変更後	一一・〇〇 七四・〇	四一九・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十六年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道猪苗 代塩川線	河沼郡湯川村大字浜崎 字浜崎新田二六三二番 一地先から 喜多方市塩川町東栄町 五丁目二番一四地先ま で	変更前	一一・二〇 二四・〇	一一三三・〇
		変更後	A 一四・八〇 B 一五・六〇	一一三三・〇 二六三三・〇

公 告

(道路計画課)

**公告第147号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総務部公用車メンテナンス業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月23日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県総務部公用車メンテナンス業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部財務総室総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年3月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本カーソリューションズ株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番1号
- 5 落札金額  
77,101,632円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年2月14日

（総務課）

**公告第148号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月23日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号
- 5 落札金額  
41,472,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年2月7日

（施設管理課）

**公告第149号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月23日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- 福島県生活環境部県民安全総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年3月25日
  - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
  - 5 随意契約に係る契約金額  
72,468,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(災害対策課)

### 公告第150号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県大気汚染常時監視システムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年5月23日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県大気汚染常時監視システム 一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
  - (2) 調達する借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 平成26年10月1日から平成31年3月31日まで
  - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
  - (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - (6) 当該物品に係る保守、修理及び部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格等確認申請書に2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年6月20日（金）午後5時15分までに、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加するに必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課  
電話024-521-7261
- 4 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年7月3日（木）午前10時30分 福島県自治会館3階302会議室（福島県福島市中町8番2号）
  - (3) その他 郵便による入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年

7月2日(水)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Equipment for the Air Pollution Remote Monitoring System 1set (including related cost of carrying in, installation, adjustment, maintenance, and so on)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 3 July 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 2 July 2014
- (4) Contact point for the notice : Water & Air Environment Division, Environmental policy office, Social Affairs & Environment Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7261

(水・大気環境課)

公告第151号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年5月23日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 空港用高速スノーパ除雪車(自走式) 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月20日(金)
- (4) 納入場所 福島空港事務所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に記載されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認



入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年6月19日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

#### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年6月3日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年7月7日（月）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月4日（金）午後5時までに必着のこと。）

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A High Speed Airport Runway Sweeper(Self-propelled type) lunit

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 7 July 2014

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 4 July 2014

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県教育委員会

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月二十三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「再任用短時間勤務技能労務職員」を「再任用技能労務職員」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

（職 員 課）

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月二十三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第六号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「第一号様式」を「第一号様式の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、同項第二号に掲げる休業日に授業を行うことができる。

3 校長は、前項の規定により授業を行う場合において、他の授業日を休業日に振り替えるときは授業日振替届（第一号様式）を、休業日の振替を行わないときは休業日変更届（第一号様式の二）をあらかじめ教育長に届け出なければならない。

第八条第一項中「第一号様式の二」を「第二号様式」に改め、同条第二項中「第二号様式」を「第二号様式の二」に改める。

第二号様式を第二号様式の二とし、第一号様式の二を第二号様式とし、第一号様式を第一号様式の三とし、別表第二の次に次の二様式を加える。

第 1 号 様 式 （ 第 7 条 関 係 ）

記 号 番 号 年 月 日
福島県教育委員会教育長 様
校長 氏 名 印
授 業 日 振 替 届
下記のとおり授業日を変更するので届け出ます。
記
1 授業日とする日
2 休業日とする日
3 変更事由
4 その他参考事項

備 考

- 1 この届は、2部提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 第 1 号 様 式 の 2 ( 第 7 条 関 係 )

記 号 番 号 年 月 日
福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 様
校 長 氏 名 印
休 業 日 変 更 届
下 記 の と お り 休 業 日 を 変 更 す る の で 届 け 出 ます 。
記
1 変 更 期 間
2 事 由
3 そ の 他 参 考 事 項

## 備 考

- 1 この届は、2部提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県立高等学校学則（以下「改正前の規則」という。）第一号様式による休業日承認申請書は、改正後の福島県立高等学校学則第一号様式の三による休業日承認申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

( 高 校 教 育 課 )

福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月二十三日

福島県教育委員会

## 福島県教育委員会規則第七号

## 福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則

福島県立会津学鳳中学校学則（平成十八年福島県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「様式第一号」を「様式第一号の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、同条第二項に掲げる休業日に授業を行うことができる。

3 校長は、前項の規定により授業を行う場合において、他の授業日を休業日に振り替えるときは授業日振替届（様式第一号）を、休業日の振替を行わないときは休業日変更届（様式第一号の二）をあらかじめ教育長に届け出なければならない。様式第一号を様式第一号の三とし、附則の次に次の二様式を加える。

## 様式第1号（第5条関係）

	記 号 番 号 年 月 日
福島県教育委員会教育長 様	
	福島県立会津学鳳中学校長 印
授業日振替届	
下記のとおり授業日を変更するので届け出ます。	
記	
1	授業日とする日
2	休業日とする日
3	変更事由
4	その他参考事項

## 備考

- 1 この届は、2部提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 様式第1号の2（第5条関係）

	記 号 番 号 年 月 日
福島県教育委員会教育長 様	
	福島県立会津学鳳中学校長 印
休業日変更届	
下記のとおり休業日を変更するので届け出ます。	
記	
1	変更期間
2	事由
3	その他参考事項

## 備考

- 1 この届は、2部提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県立会津学鳳中学校学則（以下「改正前の規則」という。）様式第一号による休業日承認申請書は、改正後の福島県立会津学鳳中学校学則様式第一号の三による休業日承認申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（高校教育課）

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月二十三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福島県立特別支援学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

- 第六条第三項中「第一号様式」を「第一号様式の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、同項第二号に掲げる休業日に授業を行うことができる。
- 3 校長は、前項の規定により授業を行う場合において、他の授業日を休業日に振り替えるときは授業日振替届（第一号様式）を、休業日の振替を行わないときは休業日変更届（第一号様式の二）をあらかじめ教育長に届け出なければならぬ。
- 第十三条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、同項第二号に掲げる休業日に授業を行うことができる。
- 3 校長は、前項の規定により授業を行う場合において、他の授業日を休業日に振り替えるときは授業日振替届を、休業日の振替を行わないときは休業日変更届をあらかじめ教育長に届け出なければならぬ。
- 第三十条中「聾者及び難聴者」を「聴覚障がい者」に改める。

第一号様式を第一号様式の三とし、別表の次に次の二様式を加える。

第 1 号 様 式 （ 第 6 条 、 第 13 条 関 係 ）

	記 号 番 号 年 月 日
福島県教育委員会教育長 様  <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">校長 氏</div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">名 印</div> <p style="text-align: center;">授業日振替届</p> <p>下記のとおり授業日を変更するので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 授業日とする日</li> <li>2 休業日とする日</li> <li>3 変更事由</li> <li>4 対象とする部又は科及び学年</li> <li>5 その他参考事項</li> </ul>	

備 考

- 1 この届は、2部提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第 1 号 様 式 の 2 ( 第 6 条 、 第 13 条 関 係 )

記 号 番 号  
年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

校 長 氏 名 印

休業日変更届

下記のとおり休業日を変更するので届け出ます。

記

1 変更期間

2 事由

3 対象とする部又は科及び学年

4 その他参考事項

備 考

- 1 この届は、2部提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県立特別支援学校学則（以下「改正前の規則」という。）第一号様式による休業日承認申請書は、改正後の福島県立特別支援学校学則第一号様式の三による休業日承認申請書とみなす。
  - 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
- （特別支援教育課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、伊達市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十六年五月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

平成二十六年 四月一日	指定年月日	伊達市梁川 町新田字寺 山四番地五	指定施設の 所在地	堰本地区交 流館	指定施設の 名称	伊達市長	指定施設の 管理者	六七八平方メー トル	聴衆席の面積	三三九人	聴衆席収容 見込人員数
----------------	-------	-------------------------	--------------	-------------	-------------	------	--------------	---------------	--------	------	----------------